

在宅医療基盤整備事業（在宅医療機器）に係る留意事項

第1 補助事業者

本事業の実施主体は、県内に所在する保険医療機関のうち、他の医療機関等の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、ケアマネジャー等との多職種協働により、地域における継続的な在宅医療の提供を目指す病院、医科診療所、歯科診療所及び訪問看護事業所とする。

なお、申請時点で保険医療機関又は指定訪問看護事業者でない場合であっても、申請を行う年度内に保険医療機関又は指定訪問看護事業書の指定を受けて事業所を開設することが確実である場合は例外として補助事業者と認める。ただし、その場合は東北厚生局等の指定を行う機関との打合せ記録等を提出することとし、補助金の交付は事業所開設後に行うこととする。なお、正当な理由なく当該年度内に事業所を開設できなかった場合は交付決定を取り消すことがある。

第2 補助対象経費

この補助の対象となる経費は、在宅医療の提供に必要な医療機器の整備費とする。

なお、整備費の単価が10万円に満たない医療機器は対象外とし、補助金の交付決定前に着手（発注・支払等）した事業の経費は対象外とする。

（注1）ポータブルタイプの医療機器が販売されているものについては、原則、ポータブルタイプの医療機器を整備すること。

ただし、診断性能や機能等の理由により、ポータブルタイプ以外の医療機器を整備する場合は、在宅医療の提供に必要である理由書（任意様式）を必ず添付すること。

（注2）在宅又は施設に持ち運びせず、医療機関に備え付けたまま使用する医療機器は対象外とする。

（注3）医療機器構成は明確にすること。

なお、補助対象外経費があり更に値引き等ある場合は案分するなどして、補助金額が過大にならないように注意すること。

第3 交付申請書の提出

要綱第3条に定める書類を提出すること。

また、交付申請書にあたって、同条第2項第5号に定める「その他知事が必要と認める書類」は、次のとおりとする。

なお、申請は、申請する日の属する年度の末日までを終期として行うものとし、翌年度4月1日以降に実施する事業の申請については、翌年度に改めて行うこと。

（1）在宅医療基盤整備事業（在宅医療機器）計画書（別紙様式1）

（2）補助対象経費の金額が分かる見積書の写し

※ 業者の選定に当たっては、入札や見積合せを実施することとし、経費の削減に努めること。（2者以上の見積書を添付し、採用した見積書の右上に「採用」と朱書きすること）

- (3) 整備する設備の能力・規格等が分かる書類（カタログ等）
- (4) その他事業計画が分かる書類

第4 事業完了後の提出

要綱第9・10条及び第12条に定める書類を提出すること。

なお、実績報告にあたって、要綱第10条第5号に定める「その他知事が必要と認める書類」は、次のとおりとする。

- (1) 在宅医療基盤整備事業（在宅医療機器）実績書（別紙様式2）
- (2) 補助対象経費の金額が分かる納品書、請求書、領収書等の写し
- (3) 整備した設備の全体写真と付属品（の規格）が分かる写真
- (4) その他事業実績が分かる書類